

大阪大学産業科学研究所廃棄物処理委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、廃棄物処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、企画立案し、その実施に当たる。

- (1) 廃棄物等（大阪大学における廃棄物等の管理及び処理に関する規程第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の管理体制の確立及び取扱基準の作成に関すること。
- (2) 廃棄物等の取扱者に対する指導及び訓練に関すること。
- (3) 廃棄物等の保管及び処理に供する施設の維持管理に関すること。
- (4) その他定期的な環境分析等環境保全に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業科学研究所選出の大阪大学環境安全委員会委員
- (2) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授 各1名
- (3) 研究連携課長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(分科会)

第6条 委員会に、その所掌事項に係る専門的な事項を調査審議するため、分科会を置く。

2 分科会は、別表に掲げる各分科会の種別に応じ、当該分科会に対応する研究分野等から選ばれた教員各1名をもって組織する。

3 分科会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各分科会に分科会長を置き、第3条第1項第2号の委員のうちから互選する。

5 前各号に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(専門委員会等)

第7条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月22日から施行し、平成21年5月20日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表中、生体分子機能科学に係る部分は平成22年11月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

別表

研究分野等	酸・アルカリ (排水) 分科会	廃有機溶媒 (廃油) 分科会	重金属分科会	バイオ系分科会
量子システム創成	○	○		
半導体量子科学	○	○	○	
先進電子デバイス	○	○	○	
複合知能メディア				
知能推論				
知識システム				
知能アーキテクチャ				
量子機能材料	○	○	○	
半導体材料・プロセス	○		○	
先端ハード材料	○	○	○	
先端実装材料	○	○	○	
励起物性科学	○	○		
量子ビーム発生科学				
量子ビーム物質科学		○		○
励起分子化学	○	○	○	○
機能物質化学	○	○	○	
精密制御化学	○	○	○	○
医薬品化学	○	○	○	○
生体触媒科学		○		○
生体情報制御学		○		○
生体分子機能科学		○		○
ナノ機能材料デバイス	○	○		
ナノ極限ファブリケーション	○	○		
ナノ構造・機能評価	○	○		
ナノ機能予測				
ソフトナノマテリアル	○	○	○	
バイオナノテクノロジー	○	○	○	○
総合解析センター	○	○	○	
量子ビーム科学研究施設	○	○		
量子情報フォトンクス (アライアンス・ラボ)	○	○		